

神戸市密集市街地まちなか防災空地事業補助金交付等要綱

平成29年4月14日 住宅都市局長決定
令和4年4月1日 改 定

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市密集市街地まちなか防災空地事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付及び手続き等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 老朽建築物 昭和56年5月31日以前に着工された、主要構造部が木造の建築物をいう。
- (2) 老朽建築物除却事業 まちなか防災空地整備事業の実施にあたり、当該土地に存する老朽建築物を除却する事業をいう。
- (3) 低未利用地等 低利用若しくは未利用の土地又は老朽建築物除却事業により老朽建築物を除却した跡地をいう。
- (4) まちなか防災空地 災害時には地域防災活動の拠点として、かつ平常時は地域のコミュニティ形成に寄与する空間として機能する公共的な空地をいう。
- (5) まちづくり協議会等 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月23日条例第35号）に規定するまちづくり協議会又は自治会などの一団の区域内の住民等で組織する団体をいう。
- (6) まちなか防災空地整備事業 低未利用地等を神戸市が無償で借り受け、まちづくり協議会等がまちなか防災空地として整備及び維持管理を行うことで、まちの防災性の向上及び暮らしやすさや地域魅力の向上を図る事業をいう。
- (7) 神戸市密集市街地まちなか防災空地事業 老朽建築物除却事業及びまちなか防災空地整備事業をいう。

(事業期間)

第3条 事業期間は、土地の使用貸借契約および管理に関する協定を開始する日から起算して、3年以上を経過した日の属する年度の年度末とする。

2 事業期間は、期間満了日の3ヶ月前までに、まちづくり協議会等又は土地所有者いずれかの書面による異議の申出がない場合には、以後、1年ごとに自動的に更新するものとする。

3 まちづくり協議会等又は土地所有者は、事業期間中やむを得ず事業を終了しようとするときは、市長と協議のうえ、その承認を受けなければならない。

(事業計画申請)

第4条 神戸市密集市街地まちなか防災空地事業を実施しようとする団体は、あらかじめ市長と協議し、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 位置図、区域図、現況写真等
- (4) 申請団体の内容が分かる資料(役員名簿、団体規約等、区域図)
- (5) 土地所有者の同意書

(6) その他市長が必要と認める書類

(事業計画承認)

第5条 市長は、前条の規定により事業計画申請書の提出があった場合、速やかに審査し、適当であると認めるときは事業計画承認通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

2 市長は、第1項の審査により、事業計画の承認を不相当と認めるときは、速やかに、事業計画不承認通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第6条 申請者は、事業計画を変更しようとするときは事業計画内容変更承認申請書(様式第4号)を、中止(廃止)をしようとするときは事業計画中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を事業計画変更通知書(様式第6号)又は事業計画中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(事業実施に関する協定の締結)

第7条 市長は、第5条の事業計画を承認したときは、まちづくり協議会等及び土地所有者と次の各号に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- (1) 事業を行なう土地の位置及び区域
- (2) 必要な場合にあつては、土地の整備に関する事項
- (3) 土地の維持管理に関する事項
- (4) 土地使用貸借契約を締結すること
- (5) 管理に関する協定を締結すること
- (6) 前2号の実施期間

第2章 老朽建築物除却事業

(対象者)

第8条 補助事業の対象となる者は、別表1に定める区域に存する老朽建築物の所有者、他の所有者から同意等を得た代表の所有者、当該建築物について家庭裁判所から選任を受けた財産管理人又は所有者が不在等で民事執行法(昭和54年法律第4号)第171条に規定する代替執行の決定を得た者とする。

(事業の要件)

第9条 第12条による交付申請前に、第7条による協定を締結していること。

2 当該老朽建築物の所有権を有する者(以下「関係権利者」という。)が複数存する場合は、関係権利者の同意等が得られていること。

3 老朽建築物の除却にあつては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、適正な分別解体及び再資源化を実施すること。

(対象経費)

第10条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する老朽建築物の解体除却に要する経費のうち、次の各号の合計とする。ただし、補助の対象となる経費は、国土交通大臣の定める住宅局所管事業に係る標準建設費等の除却工事費又は神戸市の定める額のいずれか低い方の額を限度とする。また、補助事業者が法人の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

- (1) 上部構造物の解体除却工事費
- (2) 特殊基礎（杭、地盤改良など）を除く基礎の解体除却工事費
- (3) 解体除却後の埋め戻し及び整地費
- (4) 解体除却工事に必要な仮設工事費
- (5) その他市長が必要と認める費用

（補助金の額）

第 11 条 補助金の額は、予算の範囲内で対象経費を限度とし、1、000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第 12 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 8 号（補助金の受け取りを他の者に委任する場合は様式第 8 号の 2））
- (2) 事業計画承認通知書の写し
- (3) 位置図、現況写真
- (4) 建物の配置図、平面図、求積図（平面図及び求積図は、登記事項証明書又は固定資産評価証明書から老朽建築物の現況延べ床面積が確認できる場合は提出しなくてもよい）
- (5) 公図、登記事項証明書（未登記の場合は建築年次記載の固定資産評価証明書）等建物の所有者と建築年次が確認できる書類
- (6) 見積書の写し
- (7) 建物所有者（土地所有者と同一の場合を除く）の申告書又は誓約書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 13 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 10 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業の工事契約は、第 1 項による交付決定を受けた日以降でなければならない。

（補助事業の変更等）

第 14 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 11 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 12 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 13 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 14 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 15 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、原則としてこの事業が完了した日から起算して 15 日を経過した日又は当該事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第 15 号)
- (2) 工事請負契約書の写し、及び領収書の写し又は、補助事業者が当該除却工事を請け負った業者に支払ったことを証する書面の写し(該当しない場合は不要)
- (3) 事業が完了したことが判明できる写真
- (4) 建物滅失証明書の写し(未登記の場合は不要)
- (5) 建設リサイクル法第 10 条第 1 項の規定に基づく届出書の写し(該当しない場合は不要)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 16 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書(様式第 16 号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付額が補助金等の交付の決定における額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 市長は、第 1 項により適合すると認めたときは、速やかに補助金を補助事業者等に支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 17 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 19 号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

第 3 章 まちなか防災空地整備事業

(土地の使用貸借契約及び管理に関する協定の締結)

第 18 条 市長は、第 7 条の規定による協定を締結したときは、土地所有者と当該低未利用地等の使用について次の各号に掲げる事項を定めた土地使用貸借契約を締結するものとする。

- (1) 当該土地の位置及び区域
- (2) 契約期間
- (3) 契約の更新に関する事項
- (4) 契約の継承に関する事項

2 市長は、第 7 条及び前項の規定による協定及び契約を締結したときは、まちづくり協議会等と次の各号に掲げる事項を定めた管理に関する協定を締結するものとする。ただし、協定期間については前項の契約期間と同じ期間とする。

- (1) 当該土地の位置及び区域
- (2) 契約期間
- (3) 維持管理に関する事項

(対象者)

第 19 条 補助事業の対象となる者は、まちづくり協議会等のうち別表 1 に定める区域において防災に

関するまちづくり活動を継続的に行い、責任を持ってまちなか防災空地の維持管理及び運営を行う能力を有していると市長が認める団体であること。

(事業の要件)

第 20 条 補助事業の要件は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 別表 1 に定める区域に存し、まちの防災性の向上に資すると市長が認める位置及び区域であること。
- (2) 補助事業者は、事業完了後においても当該補助金の交付の目的が達せられるよう、まちなか防災空地の維持管理及び運営に主体的に取り組まなければならない。
- (3) 第 23 条による交付申請前に第 18 条による土地の使用貸借契約及び管理に関する協定を締結していることとする。

(対象経費)

第 21 条 補助金の対象となる経費は、補助事業者等が当該年度内に実施する空地の整備又は修繕（整備後に生じた課題を解決するためのもの）に要する経費のうち、次の各号の合計とし、1、000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。また、申請者が法人の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

- (1) 設計費
- (2) 工事費
- (3) 工事監理費
- (4) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第 22 条 整備に要する補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 対象経費
- (2) 整備する空地の面積に 1 平方メートル当たり 9 千円を乗じて得た額に 30 万円を加えた額
- (3) 150 万円

2 修繕に要する補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 対象経費
- (2) 10 万円

(交付申請)

第 23 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第 20 号(補助金の受け取りを他の者に委任する場合は様式第 20 号の 2))
- (2) 事業計画承認通知書の写し
- (3) 現状写真
- (4) 事業の内容が分かる図面
- (5) 見積書の写し
- (6) 修繕については、修繕を行う日の属する年度の翌年度の年度末又は管理に関する協定の締結日から起算して 3 年を経過した日の属する年度末のうち、いずれか遅い年度末まで事業を継続することが分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める資料

(交付の決定)

第 24 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速

やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 21 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 22 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業の工事契約は、第 1 項による交付決定を受けた日以降でなければならない

（補助事業の変更等）

第 25 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 23 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 24 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 25 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 26 号）により、補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告書の提出）

第 26 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、原則としてこの事業が完了した日から起算して 15 日を経過した日又は当該事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 27 号）
- (2) 契約書の写し
- (3) 領収書の写し又は補助事業者が当該整備工事を請け負った業者に支払ったことを証する書面の写し（該当しない場合は不要）
- (4) 完成前後写真
- (5) その他参考となる資料

（交付額の確定）

第 27 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通ずるものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 28 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付額が補助金等の交付の決定における額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 市長は、第 1 項により適合すると認めたときは、速やかに補助金を補助事業者等に支払うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 28 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 31 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(標 識)

第 29 条 補助事業者は、まちなか防災空地の概要その他必要な事項を記した標識を作成し、当該まちなか防災空地の見やすい場所に掲げなければならない。

(その他)

第 30 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。

この要綱は、令和元年 7 月 16 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 13 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

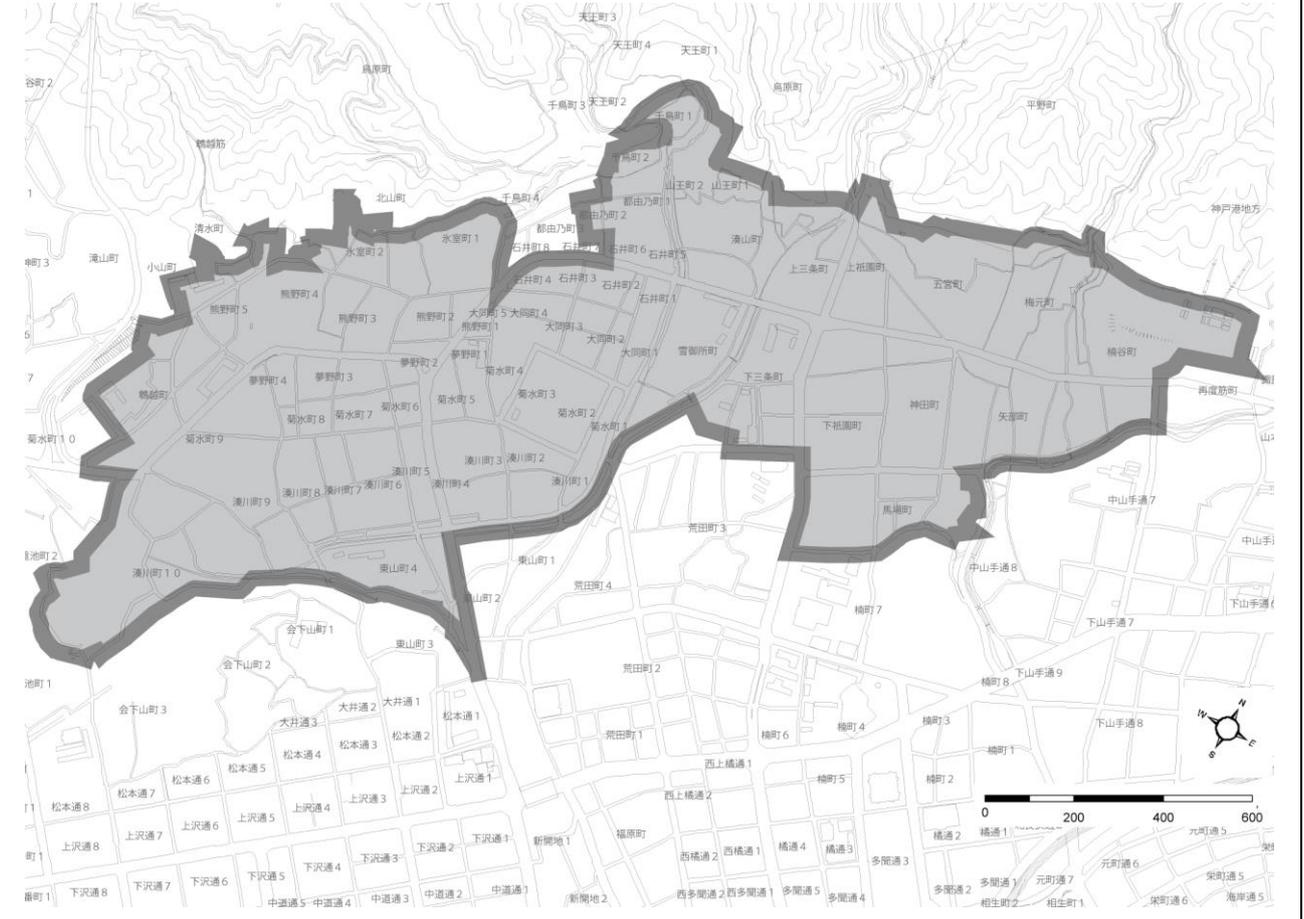
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2. 兵庫北部地区

対象区域<兵庫北部>

氷室町1丁目の一部、2丁目、熊野町1～5丁目、鶴越町、夢野町1～4丁目、菊水町1～9丁目、10丁目の一部、湊川町1～10丁目、雪御所町、大同町1～5丁目、石井町1～6丁目、湊山町、山王町1～2丁目、都由乃町1～2丁目、千鳥町1～2丁目、矢部町、神田町、東山3丁目の一部、4丁目の一部、上三条町、下三条町、上祇園町、下祇園町、五宮町、馬場町、梅元町、楠谷町

区域図(参考)

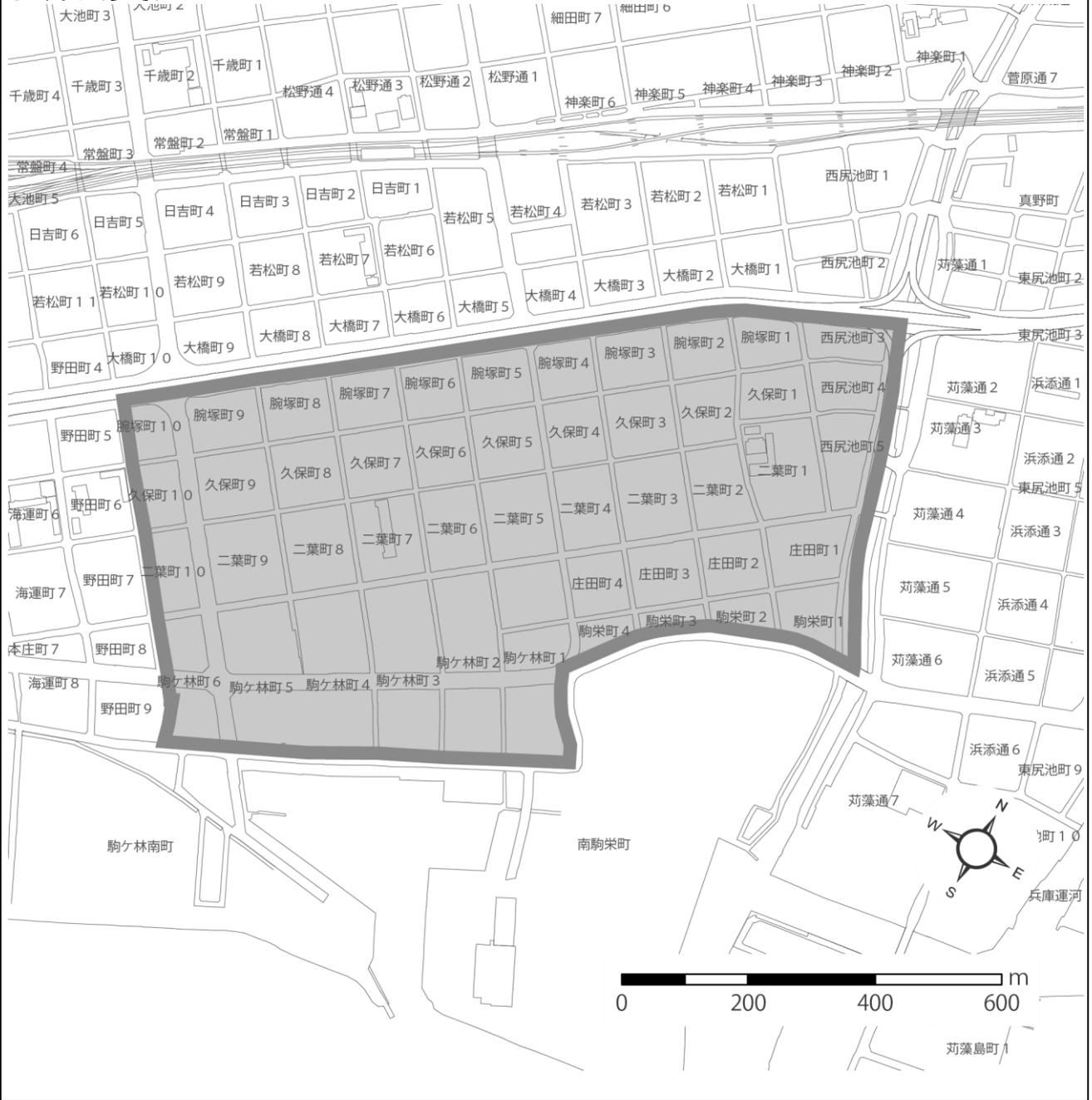


3. 長田南部地区

対象区域<長田南部>

西尻池町3～5丁目、腕塚町1～10丁目、久保町1～10丁目、二葉町1～10丁目、庄田町1～4丁目、駒栄町1～4丁目、駒ヶ林町1～2丁目、3～5丁目の各一部、6丁目

区域図(参考)



別表2 様式集
第1章 総則

| 種 類 | 関係条文 | 様 式 |
|--------------------------------|-----------|-----------------------|
| 事業計画承認申請書 【事業計画書】 【同意書】 | 要綱第4条 | 様式第1号 参考様式 参考様式 |
| 事業計画承認通知書 | 要綱第5条 第1項 | 様式第2号 |
| 事業計画不承認通知書 | 要綱第5条 第2項 | 様式第3号 |
| 事業計画内容変更承認申請書 | 要綱第6条 第1項 | 様式第4号 |
| 事業計画中止(廃止)承認申請書 | 要綱第6条 第1項 | 様式第5号 |
| 事業計画変更承認通知書 | 要綱第6条 第2項 | 様式第6号 |
| 事業計画中止(廃止)承認通知書 【実施に関する協定書】 | 要綱第6条 第2項 | 様式第7号 参考様式 |

第2章 老朽建築物除却

| 種 類 | 関係条文 | 様 式 |
|----------------------------|------------|-------------------------|
| 補助金交付申請書 | 要綱第12条 | 様式第8号 |
| 補助金交付申請書 【誓約書】 【申告書】 | 要綱第12条 | 様式第8号の2 参考様式 参考様式 |
| 補助金交付決定通知書 | 要綱第13条 第1項 | 様式第9号 |
| 補助金不交付決定通知書 | 要綱第13条 第2項 | 様式第10号 |
| 補助金交付決定内容変更承認申請書 | 要綱第14条 第1項 | 様式第11号 |
| 補助事業中止(廃止)承認申請書 | 要綱第14条 第1項 | 様式第12号 |
| 補助金交付決定変更通知書 | 要綱第14条 第2項 | 様式第13号 |
| 補助事業中止(廃止)承認通知書 | 要綱第14条 第2項 | 様式第14号 |
| 補助事業実績報告書 | 要綱第15条 | 様式第15号 |
| 補助金額確定通知書 | 要綱第16条 第1項 | 様式第16号 |
| 補助金交付決定取消通知書 | 要綱第17条 第1項 | 様式第19号 |

第3章 まちなか防災空地整備

| 種 類 | 関係条文 | 様 式 |
|---------------------------|------------|--------------|
| 【土地使用貸借契約】 【管理に関する協定書】 | | 参考様式 参考様式 |
| 補助金交付申請書 | 要綱第23条 | 様式第20号 |
| 補助金交付申請書 | 要綱第23条 | 様式第20号の2 |
| 補助金交付決定通知書 | 要綱第24条 第1項 | 様式第21号 |
| 補助金不交付決定通知書 | 要綱第24条 第2項 | 様式第22号 |
| 補助金交付決定内容変更承認申請書 | 要綱第25条 第1項 | 様式第23号 |

| | | |
|-----------------|----------------|----------|
| 補助事業中止(廃止)承認申請書 | 要綱第 25 条 第 1 項 | 様式第 24 号 |
| 補助金交付決定変更通知書 | 要綱第 25 条 第 2 項 | 様式第 25 号 |
| 補助事業中止(廃止)承認申請書 | 要綱第 25 条 第 2 項 | 様式第 26 号 |
| 補助事業実績報告書 | 要綱第 26 条 第 1 項 | 様式第 27 号 |
| 補助金交付額決定通知書 | 要綱第 27 条 第 1 項 | 様式第 28 号 |
| 補助金交付決定取消通知書 | 要綱第 28 条 第 2 項 | 様式第 31 号 |

その他

| | | |
|------------------------|--|------|
| 委任状 | | 参考様式 |
| 土地使用貸借契約書の変更届 | | 参考様式 |
| まちなか防災空地の管理に関する協定書の変更届 | | 参考様式 |
| 終了申出書 | | 参考様式 |